

建築確認を受けた建築物の計画変更等の取扱い要領

長崎県建築主事会議

平成27年10月30日

(最終改訂:平成30年4月2日)

建築確認を受けた建築物の計画変更について、以下のように分類し取り扱うものとします。ただし、建築基準法に基づく許可を受けている場合もしくは新たに許可が必要となる場合を除きます。

1. 当初の確認申請を取りやめ、新たに確認申請を行うもの。
(新規の確認申請手数料が必要です。)
 - (1) 建築確認を受けた建築物と大きく異なる建築物を計画しようとする場合(大きく異なる建築物であるかどうかの判断は、計画に継続性があるかどうかの観点から行い、原則として確認済証の交付をした者の判断による)
 - (2) 階数が増加する建築物を計画する場合
 - (3) 建築物の構造を変更する場合
2. 計画変更確認申請を行うもの。
(計画変更確認申請手数料が必要です。)
 - (1) 部分的な計画変更であり、建築確認を受けた内容に対し計画の継続性が認められるもので、3の計画変更確認申請を不要とするものに該当しない場合
 - (2) 計画変更の内容が3の計画変更確認申請を不要とするものに該当するが、その変更の内容が広範囲に及ぶ場合(4号建築物を除く)
3. 計画変更確認申請を不要とし、軽微な変更の届け出を行うもの。
(原則として手数料不要です。指定確認検査機関については、各機関の取扱いによります。)
 - (1) 建築基準法施行規則第3条の2の各号に掲げる軽微な変更該当する場合
 - (2) 同条各号に掲げる軽微な変更に伴い付随的に生じる変更が他の号に該当しない場合であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな場合
 - (3) 建築基準関係規定に適合することが明らかで、建築基準関係規定の審査を要さない計画変更該当する場合(この場合、原則として確認済証の交付をした者に協議を求めるものとする)
 - (4) 施工管理上の微小な施工誤差や測量誤差であり、建築基準関係規定に適合することが明らかな場合
 - (5) 確認の特例の適用を受けた建築物のうち、確認の特例を受ける条文に関して確認申請書

に明示された部分の変更を行う場合で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな場合

なお、上記の各号において「適合することが明らか」とは、高度な計算や検討によらずに対象となる建築基準関係規定に適合することが容易に判断できるものとします。

【別表1】【別表2】【別表3】参照